

# 特別養護老人ホームきさく苑

## 重要事項説明書

目 次	
1. 事業者概要	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 提供するサービスと利用料金	3
6. 入所中の医療	15
7. 施設を退所していただく場合	15
8. 併設事業	16
9. サービス提供の流れ	17
10. サービス提供における事業者の義務	17
11. 施設利用の留意事項	18
12. 苦情の受付	19
13. 加入保険	19
14. 緊急時・事故発生時の対応	20
15. 非常災害対策	20
16. よりよい介護を行うための取り組み	20
17. 文書開示請求について	21
18. 個人情報保護について	21

# 特別養護老人ホームきさく苑

## 重要事項説明書

当施設は、介護保険の指定を受けています。  
( 札幌市指定 第0170500326号 )

当施設は、ご利用者に対して特別養護老人ホームサービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

### 1 事業者概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 鶴翔福祉会   |
| (2) 法人所在地 | 札幌市白石区川下2128番地2  |
| (3) 電話番号  | 011-875-8838   |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 大船 正博  |
| (5) 設立年月  | 平成9年8月1日   |
| (6) 敷地    | 8,868㎡   |
| (7) 建物    | 鉄筋コンクリート3階建 5,579.59㎡  |
| (8) 交通機関  | JRバス ・札幌駅(菊水駅経由)から「米里線」<br>東米里下車 徒歩10分<br>・地下鉄菊水駅前から「米里線」<br>東米里下車 徒歩10分 |

### 2 ご利用施設

- |           |          |
|-----------|----------|
| (1) 施設の種類 | 介護老人福祉施設 |
| (2) 施設の目的 |          |

特別養護老人ホームきさく苑は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| (3) 施設の名称      | 特別養護老人ホームきさく苑     |
| (4) 施設の所在地     | 北海道札幌市白石区川下2128-2 |
| (5) 電話番号       | 011-875-8838      |
| (6) 施設長(管理者)氏名 | 川崎 祥子             |

#### (7) 運営方針

当施設では、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の便宜、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように努めます。

(8) 開設年月 平成9年8月1日

(9) 入所定員 84名

### 3 居室の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しております。

入居される居室は、個室又は、2人部屋ですが、個室への入居を希望される場合は、その旨お申し出ください。(ただし、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備 考
個室（1人部屋）	20室	従来型個室 ショートステイを含む。
2人部屋	37室	多床室 ショートステイを含む。
食堂	4室	
機能訓練室	1室	
浴室	3室	
医務室	1室	
静養室	1室	
洗濯乾燥室	1室	
面接室	1室	

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と相談のうえ決定します。

### 4 主な職員の配置状況(ショートステイを含む。)

職種	員数	備 考
施設長（管理者）	1名（常勤）	
介護支援専門員	2名（常勤）	
生活相談員	2名（常勤）	
看護職員	5名（常勤）	
介護職員	35名（常勤）	
機能訓練指導員	1名（常勤）	
医師	1名（嘱託）	
管理栄養士	2名（常勤）	
調理員	8名（委託）	
事務員	3名（常勤）	

## 5 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合があります。

		サービス内容
保険給付サービス	① 食事の提供及び介助・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態や嗜好を考慮した食事を提供します。</li> <li>・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。（</li> <li>・主治の医師より疾病治療の直接手段として発行された食事箋の処方がある場合は、療養食を提供します。</li> </ul>
	② 入浴の提供・及び介助・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴又は清拭を週2回行います。</li> <li>・浴槽のタイプは、一般浴槽・介助浴槽・リフト浴槽・ひとり浴槽、機械浴槽がありご利用者の状態に応じて入浴して頂けます。</li> </ul>
	③ 排泄の提供・及び介助・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。</li> </ul>
	④ 健康管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師や看護職員が、健康管理を行います。</li> <li>・一年に一度、健康診断を受診していただきます。</li> </ul>
	⑤ 機能訓練等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤・専従の作業療法士を配置し、機能訓練指導員（作業療法士）、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、目標・実施時間・実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し実施、評価をしています。</li> </ul>
	⑥ レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員等により楽しみながら生きがい活動を行います。</li> </ul>
	⑦ その他自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。</li> </ul>
保険給付外サービス	① 食材費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事時間は朝食8時～、昼食12時～、夕食18時～となります。収入や預貯金に応じた負担減免により料金は変わります。また、入院等により欠食が出た場合は、欠食した部分の料金請求はございません。</li> </ul>
	② 居住費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個室、多床室（2人部屋）があります。収入や預貯金に応じた負担減免により料金は変わります。</li> </ul>

**〈介護サービス費・加算料金について〉**

きさく苑では施設のサービス体制として以下のサービスに関して、加算の算定要件を満たしており加算に応じて利用料金を頂いております。

○基本報酬：介護度や負担割合に応じて下記の料金を基本報酬として頂いております。

	要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
基本報酬 (1日あたり)	介護1	589円/日	1178円/日	1767円/日
	介護2	659円/日	1318円/日	1977円/日
	介護3	732円/日	1464円/日	2196円/日
	介護4	802円/日	1604円/日	2406円/日
	介護5	871円/日	1742円/日	2613円/日

○加算項目：上記基本報酬に加えて下記の加算を頂いております。

※項目によっては条件が整い次第や個別で頂く加算もございます。

	加算項目	1割負担	2割負担	3割負担
体制加算 (入所中皆様より頂く加算)	日常生活継続支援加算	約37円/日	約74円/日	約111円/日
	きさく苑では、6ヶ月間または12ヶ月間に新しく入苑された方の中で日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者の割合が65%以上を占める、若しくは要介護4、5の認定を受けている利用者の割合が70%以上を占めていて、且つ介護職員に占める介護福祉士が入苑者6人に対して1人以上配置があり「日常生活継続支援加算」の要件を満たしています。			
	夜勤職員配置加算	約14円/日	約28円/日	約42円/日
	きさく苑では、夜勤(午後5時から翌朝9時まで)を行う職員を基準より1人以上多く配置しており「夜勤職員配置加算」の要件を満たしております。			
	看護体制加算Ⅰ、Ⅱ	Ⅰ 約4円/日 Ⅱ 約8円/日	Ⅰ 約8円/日 Ⅱ 約16円/日	Ⅰ 約12円/日 Ⅱ 約24円/日
	きさく苑では、常勤の看護師を1名配置していますので「看護体制加算」の要件を満たしております。			
	協力医療機関連携加算	約101円/月	約202円/月	約303円/月
きさく苑では、協力医療機関との間で入苑者様等の同意を得て、病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催する事で、実行性のある連携体制の構築に努めており「協力医療機関連携加算」の要件を満たしております。				

加算項目	1割負担	2割負担	3割負担
高齢者施設等感染対策向上加算 I、II	(I)約10円/月 (II)約5円/月	(I)約20円/月 (II)約10円/月	(I)約30円/月 (II)約15円/月
新興感染症の発生時の対応について第二種協定指定医療機関との間で、対応の取り決めや連携体制を確保している事や、感染対策についての研修を年1回行い、3年に一度の実地指導を受けている事。			
科学的介護推進体制加算	約50円/月	約100円/月	約150円/月
きさく苑では、各入苑者様の動作能力、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況等の基本的な情報の LIFE へのデータ提出と、データを基にサービス提供時への有効活用やサービス計画の見直し等、データの適切な利用を行っており「科学的介護推進体制加算」を算定しています。			
生産性向上推進体制加算II	約10円/月	約20円/月	約30円/月
利用者の安全・介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている事。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善の取り組みによる効果のデータを提供する事での加算となります。			
個別機能訓練加算 I、II	I 約12円/月 II 約21円/月	I 約24円/月 II 約36円/月	I 約36円/月 II 約63円/月
きさく苑では、作業療法士を配置し、個別機能訓練計画書に基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を実施し「個別機能訓練加算 I」を算定しています。また、厚生労働省のデータベース LIFE へのデータ提出も行っており、該当される場合は「個別機能訓練加算 II」を算定させていただきます。			
口腔衛生管理加算 II	II 約110円/月	II 約220円/月	II 約330円/月
歯科衛生士による口腔ケアを入苑者様に対して月2回実施。また、歯科衛生士が介護職員に対して口腔ケアに関する技術的な指導を行う事や、相談に応じる体制がある。衛生管理の実施記録の作成や LIFE へのデータ提出の実施を行っている。			
栄養マネジメント強化加算	約12円/日	約24円/日	約36円/日
ご本人の栄養状態を調査し、医師、管理栄養士、看護職員等が連携して作成した計画をし、食事の観察を週3回以上行い、入苑者様ごとに栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施。低栄養状態リスクの低い入苑者様にも、変化の把握を行い早期対応しており、入苑者様ごとの栄養状態等の情報について厚生労働省のデータベース LIEF へのデータ提出を行う事で「栄養マネジメント強化加算」を算定させて頂いています。			
加算項目	1割負担	2割負担	3割負担
排せつ支援加算 I、II、III	I 約10円/月 II 約15円/月 III 約20円/月	I 約20円/月 II 約30円/月 III 約40円/月	I 約30円/月 II 約45円/月 III 約60円/月
入苑者様の排せつ状況に関して状態の確認や、支援計画の作成、評価・見直しを行い、排せつ支援に関するチームケアを行う事で介護状態の軽減を図っており「排せつ支援加算」を算定しています。その方の排せつ状況に応じて、I・II・IIIと加算内容が変わってきます。			

<b>褥瘡マネジメント加算</b>	I 約3円/月 II 約14円/月	I 約6円/月 II 約28円/月	I 約9円/月 II 約42円/月
<p>褥瘡予防を実施している等要件を満たし、3カ月に1回ご利用者様の褥瘡に関する評価・計画書を医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員、その他の職種が共同して作成、見直しをして定期的に記録し厚生労働省のデータベース LIFE へのデータ提出により「褥瘡マネジメント加算 I」を算定しています。</p> <p>上記を行った上で、褥瘡発生リスクがあるとされた入苑者様に褥瘡の発生がない場合は、先の加算に代わり「褥瘡マネジメント加算 II」を算定いたします。</p>			
<b>安全対策体制加算 (入所日のみ)</b>	約21円/日	約42円/日	約63円/日
<p>介護事故防止に向けた体制の整備とともに、リスクマネジメントにあたる担当職員の配置し、組織的に安全対策を実施しています。入苑時の初日のみ「安全対策体制加算」を算定させていただきます。</p>			
<b>初期加算(30日間のみ)</b>	約31円/日	約62円/日	約93円/日
<p>施設の生活に慣れて頂くために手厚い支援を行わせて頂いており「初期加算」を入所された日から30日までの期間算定しています。</p>			
<b>福祉施設処遇改善加算 I</b>	<p>「介護職員処遇改善加算」として、介護報酬を算定するため基本報酬に 1000 分の 14 を乗じた単位数が加算され料金をいただきます。</p>		

	加算項目	1 割負担	2 割負担	3 割負担
<b>個別加算（要件に該当する方のみ頂く加算）</b>	<b>療養食加算</b>	約6円/食	約12円/食	約18円/食
	<p>主治の医師より疾病治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、療養食が提供された場合、1食あたり約6円(1日あたり3回を限度)が「療養食加算」として加算されます。</p>			
	<b>再入所時栄養連携加算</b>	約203円/回	約406円/回	約309円/回
	<p>入苑者様が医療機関に入院となり、食事内容が経管栄養又は嚥下調整食に新規導入となった場合、当施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行います。再入所時の栄養連携を実施した場合には、「再入所時栄養連携加算」として、変更となった月に1回のみ加算されます。</p>			
	<b>退所時栄養情報連携加算</b>	約71円/回	約142円/回	約213円/回
<p>退所する入苑者様の栄養情報を切れ目ない連携を行うため、管理栄養士が退所先の他介護保険施設、医療機関等に対して、当該入苑者様の栄養管理に関する情報を提供した場合、「退所時栄養情報連携加算」としてその月に1回のみ加算されます。</p>				

経口維持加算Ⅰ、Ⅱ	I 約 400 円/月 II 約 100 円/月	I 約 800 円/月 II 約 200 円/月	I 約 1200 円/月 II 約 300 円/月	
<p>加齢・認知機能・嚥下機能の低下により、経口摂取が困難になった場合において、口から食べる楽しみを得られるように多職種共同での支援を図る事を目的とする加算です。</p> <p>支援に該当する方に対し、計画書の作成や医師・歯科医師の指示に基づき栄養士が栄養管理を実施「維持加算Ⅰを算定」、経口維持を支援するための会議に歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか一名が加わり検討を行った場合に「維持加算Ⅱも算定」算定する。</p>				
認知症チームケア推進加算Ⅱ	約121円/月	約243円/月	約365円/月	
<p>きさく苑では、施設における入苑者様の総数のうち日常生活自立度のランクⅡ以上の者が 2 分の 1 以上であり、認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修や、ケアプログラムを終了した者を 1 名以上配置し、複数人の介護職員からなる認知症状に対応するチームを組み、チームケアを実践。ケアの計画、評価、見直しを行っており「認知症チームケア推進加算」を算定しています。</p>				
退所時情報提供加算	約253円/回	約506円/回	約759円/回	
<p>退所する医療機関に対し入苑者様等の同意を得て、切れ目のないケアを行う事を目的に、当該入苑者様等の生活歴等の情報提供を行った場合、1 回のみ「退所時情報提供加算」として加算されます。</p>				
外泊時費用加算(6日間まで)	約250円/日	約500円/日	約750円/日	
<p>入院または外泊をされた場合の介護サービス費は、1か月に6日間(初日と最終日以外)までは通常の介護サービス費に代えて「外泊時費用加算」として、1日約250円の算定となります(外泊・入院日が月末で月またぎの場合は翌月も6日間まで算定となります)</p>				
看取り介護加算 ※料金は亡くなられた日から換算しての計算となります。	45日～ 31日前	約73円 /日	約146円/日	約219円/日
	4日～ 30日前	約146 円/日	約292円/日	約438円/日
	2日～ 3日前	約689 円/日	約1378円/日	約2067円/日
	当日	約129 7円/日	約2594円/日	約3891円/日
<p>医師が回復の見込みがないと判断したご利用者様に対し、人生最後の時までその人らしさを維持できるように、ご利用者様やご家族様の意志を尊重し、医師、きさく苑職員が連携を保ちながら看取りをする場合に算定する加算となります。(訪問診療が行われ、看取り契約及び加算に対する同意書が必要となります。詳細は必要時に再度ご説明いたします)</p> <p>亡くなられた日から換算して45日前から加算が算定され、亡くなられた日に近くなるにつれて加算料金も増えていきます。</p> <p>※詳細については看取り加算開始前に再度ご説明いたします。</p>				



〈当施設の居住費・食費について〉

○食費・居住費について

- ・きさく苑では、**1日当たりの食費を1,562円。**

**個室の居住費を1,231円、2人部屋の居住費を915円**で設定しております。

- ・所得段階が第1～3段階の方については、負担限度額認定（次ページ参照）を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。きさく苑が設定した額との差額は、介護保険からきさく苑に支給されます（特定入所者介護サービス費）。
- ・入院、外泊中の居住費については、ご利用者のために居室が確保されている場合にはご負担いただきます。入院中に、短期入所生活介護利用者のために居室を使用させていただく場合があります、その場合には居住費はいただきません。
- ・入院・外泊の場合は食費を頂いておりませんが、突然の入院や外出・外泊、ご逝去によりお食事を召し上がらなかった場合で、下記の食事締め切り時間を過ぎて食材を準備させていただいたお食事に関しては、食費をご請求させていただきます。  
なお、食費は1日当たりの金額となります（この場合に発生した食費は社会福祉法人軽減の対象にはなりません）

食事締め切り時間	昼食	夕食	翌朝食
	10:00	16:00	17:30

- ・これらの金額はあくまで1日あたりの目安であり、請求手続上、金額に多少の変動が生じる場合があります。
- ・介護保険制度の改正により、ご利用者の負担額が変更される場合があります。また、食費、居住費についても、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する場合があります。その場合、事前に変更内容と変更する事由について説明し、同意をいただくこととします。

<当施設の居住費・食費の負担額について>

○特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けている方の場合は、申請により下記のとおり居住費・食費の負担が軽減されます。

区分	対象者	居住費		食費
		従来型個室	多床室	
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	380円	0円	300円
第2段階	課税年金収入額と合計所得金額、非課税年金の合計が80万円以下の方	480円	430円	390円
第3段階 (1)	課税年金収入額と合計所得金額、非課税年金の合計が80万円超120万円以下の方	880円	430円	650円
第3段階 (2)	課税年金収入額と合計所得金額、非課税年金の合計が120万円超えの方	880円	430円	1,360円
第4段階	上記以外の方	1,231円	915円	1,562円

※下記のいずれかに該当する場合は対象になりません。

①世帯分離している配偶者が住民税課税者

②預貯金等が段階別で決められた額を超える。

- ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える方。
- ・第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える方。
- ・第3段階（1）：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える方。
- ・第3段階（2）：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える方。

○社会福祉法人による軽減措置

- ・介護サービス費、食費、居住費について、市町村から認定されている方については、さらに負担が軽減されます（社会福祉法人による軽減措置）。軽減の対象となるための要件は、年間所得が150万円以下（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）で、預貯金の額が350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下であることなどとなっておりますが、詳しくは生活相談員にご相談下さい。

**※世帯員の数に変更があった場合には、所得段階の変更が生じる場合がありますので、生活相談員にご連絡下さい。**

(2) 介護保険の給付対象とならない対象外サービス

1回のご利用毎に料金をお支払いいただくサービス

※R7.1月より料金改定

ご利用サービス	ご利用料金	
○理美容料	カット	1,980円
	カット・顔そり	2,310円
	毛染め	4,950円
	パーマ	5,500円
○レクリエーション活動	費用は実費	
○インフルエンザワクチン	費用は実費	
○日常生活費	個人使用分は自己負担	

☆介護保険給付対象外サービスについて、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する場合があります。その場合、事前に変更内容と変更する事由について、ご説明します。

※洗濯代金は基本いただいておりませんが、クリーニングで対応するものに関しては実費となります。  
また、一般の洗濯できない物（ウール製品など）は持ち込みをお控え願います。

※主なレクリエーション等行事予定

月	行事とその内容
1月	・お正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。） ・書き初め ・新春ゲーム大会
2月	・節分（施設内で豆まきを行います。） ・お菓子作り（バレンタインデーに合わせてチョコレートなどを作ります。） ・鍋昼食会（寒い季節に体の温まる鍋料理を楽しんでいただきます。）
3月	・運動会 ・ひな祭り（おひなさま飾りを作り、飾り付けを行います。） ・お菓子作り（ホワイトデーに合わせてお菓子を作ります。）
4月	・畑おこし
5月	・動物園
6月	・苗植え（きさく苑の正面にある畑に、キュウリやトマトなどを植えます。） ・いちご狩り
7月	・着付け教室 ・バーベキュー
8月	・水族館
9月	・秋祭り ・敬老会
10月	・紅葉狩り（近くの公園を散策します。）
11月	・文化祭（1階のフロアーに皆さんの作品を展示します。）
12月	・クリスマス会 ・年賀状作り

ウ その他

上記料金にないものについては、その都度協議させていただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

- ・料金・費用は、1か月毎に計算し、ご請求いたしますので、毎月28日頃にご登録頂いた口座より自動引き落としとなります。
- ・1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、日割計算（1か月当たり利用料金×12か月÷365日×利用日数）をした金額とします。

**<サービス利用料金（1日当たり）>（介護サービス費1割負担の場合）**

下記の料金表のとおり、介護サービス費から介護保険給付額を除いた金額と、食費、居住費の合計金額となります。サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度と、収入に応じて市町村が定めた段階（所得段階）によって異なります。

※④の食費、⑤の居住費については、所得段階に応じて上限額が決められており、減額されます。（別ページ参照）

※介護サービス費の金額は月単位で加算されるものは含まれていません。

介護福祉施設サービス費（2人部屋ご利用の場合）

※R6年10月より

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 介護サービス費	7,006 円	7,716 円	8,456 円	9,166 円	9,866 円
② 介護保険から 給付される金額	6,305 円	6,944 円	7,610 円	8,249 円	8,879 円
③ 自己負担額 (①-②)	701 円	772 円	846 円	911 円	987 円
④ 食費に係る 自己負担額	1,562 円	1,562 円	1,562 円	1,562 円	1,562 円
⑤ 居室に係る 自己負担額	915 円	915 円	915 円	915 円	915 円
合 計 (③+④+⑤)	3,178 円	3,249 円	3,323 円	3,388 円	3,464 円

介護福祉施設サービス費（個室ご利用の場合）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 介護サービス費	7,006 円	7,716 円	8,456 円	9,166 円	9,866 円
② 介護保険から 給付される金額	6,305 円	6,944 円	7,610 円	8,249 円	8,879 円
③ 自己負担額 (①-②)	701 円	772 円	846 円	911 円	987 円
④ 食費に係る 自己負担額	1,562 円	1,562 円	1,562 円	1,562 円	1,562 円
⑤ 居室に係る 自己負担額	1,231 円	1,231 円	1,231 円	1,231 円	1,231 円
合 計 (③+④+⑤)	3,494 円	3,565 円	3,639 円	3,704 円	3,780 円

**<サービス利用料金（1日あたり）>（介護サービス費2割負担の場合）**

契約書の所得段階第4段階（課税世帯）に該当する入苑者の中で一定以上の収入基準により介護サービス費2割負担に該当する入苑者のサービス利用料金（1日あたり）は下記の料金表のとおり、介護サービス費から介護保険給付額を除いた金額と、食費、居住費の合計金額となります。

※介護サービス費の金額は月単位で加算されるものは含まれていません。

介護福祉施設サービス費（2人部屋ご利用の場合）

※R6年10月より

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 介護サービス費	14,013 円	15,433 円	16,913 円	18,333 円	19,732 円
② 介護保険から 給付される金額	11,210 円	12,346 円	13,530 円	14,666 円	15,785 円
③ 自己負担額 ① - ②	2,803 円	3,087 円	3,383 円	3,667 円	3,947 円
④ 食費に係る 自己負担額	1,562 円	1,562 円	1,562 円	1,562 円	1,562 円
⑤ 居室に係る 自己負担額	915 円	915 円	915 円	915 円	915 円
合 計 (③+④+⑤)	5,280 円	5,564 円	5,860 円	6,144 円	6,424 円

介護福祉施設サービス費（個室をご利用の場合）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 介護サービス費	14,013 円	15,433 円	16,913 円	18,333 円	19,732 円
② 介護保険から 給付される金額	11,210 円	12,346 円	13,530 円	14,666 円	15,785 円
③ 自己負担額 ① - ②	2,803 円	3,087 円	3,383 円	3,667 円	3,947 円
④ 食費に係る 自己負担額	1,562 円	1,562 円	1,562 円	1,562 円	1,562 円
⑤ 居室に係る 自己負担額	1,231 円	1,231 円	1,231 円	1,231 円	1,231 円
合 計 (③+④+⑤)	5,596 円	5,880 円	6,176 円	6,460 円	6,740 円

**<サービス利用料金（1日あたり）>（介護サービス費3割負担の場合）**

契約書の所得段階第4段階（課税世帯）に該当する入苑者の中で一定以上の収入基準により介護サービス費3割負担に該当する入苑者のサービス利用料金（1日あたり）は下記の料金表のとおり、介護サービス費から介護保険給付額を除いた金額と、食費、居住費の合計金額となります。

※介護サービス費の金額は月単位で加算されるものは含まれていません。

介護福祉施設サービス費（2人部屋ご利用の場合）

※R6年10月より

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 介護サービス費	21,020円	23,149円	25,370円	27,499円	29,598円
② 介護保険から 給付される金額	14,714円	16,204円	17,759円	19,249円	20,718円
③ 自己負担額 ①－②	6,306円	6,945円	7,611円	8,250円	8,880円
④ 食費に係る 自己負担額	1,562円	1,562円	1,562円	1,562円	1,562円
⑤ 居室に係る 自己負担額	915円	915円	915円	915円	915円
合 計 ③+④+⑤	8,783円	9,422円	10,088円	10,727円	11,357円

介護福祉施設サービス費（個室をご利用の場合）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 介護サービス費	21,020円	23,149円	25,370円	27,499円	29,598円
② 介護保険から 給付される金額	14,714円	16,204円	17,759円	19,249円	20,718円
③ 自己負担額 ①－②	6,306円	6,945円	7,611円	8,250円	8,880円
④ 食費に係る 自己負担額	1,562円	1,562円	1,562円	1,562円	1,562円
⑤ 居室に係る 自己負担額	1,231円	1,231円	1,231円	1,231円	1,231円
合 計 ① +④+⑤	9,099円	9,738円	10,404円	11,043円	11,673円

## 〈高額介護サービス費制度〉

・高額介護サービス費の申請を行う事で、一か月の介護サービス費の自己負担分が下記上限の額を超えた場合に払い戻される制度です。上限額は課税状況や収入により変わります。

※同一世帯で他に介護サービスを受け、高額サービス費を利用されている方がいる場合は、基本的には世帯単位での利用となるため適用されない場合もございます。

※入所された月内に他サービスを利用されている場合にも、他サービスの利用料によっては、当該月の施設利用料については適用とならない場合があります。

	区分	負担上限額
住民税課税世帯	課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円)	140,100 円 (世帯)
	課税所得 380 万円(年収約 770 万円)～課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円)未満	93,000 円 (世帯)
	市町村民税課税～課税所得 380 万円(年収約 770 万円)未満	44,400 円 (世帯)
住民税非課税世帯	合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方	24,600 円 (世帯)
	・合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方 ・老齢福祉年金を受給している方	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)
	生活保護を受給している方	15,000 円 (世帯)

※高額介護サービス費については、支払いされる方に利用料の全額を一度支払いして頂き後日(概ね2か月後)払い戻しを受けて頂くか、きさく苑にて上限額での利用料の請求をさせて頂き、後日施設側で超過分の支払いを受ける形での利用もできます(代理受領)。

どちらの払い戻し方法でも1か月分の利用料に変わりはありません。

## 6 入所中の医療

入所中に医療を必要とする場合には、医師又は看護師と連携し、次の協力病院で診療を受けていただくことができます。

<協力病院>

- ・豊生会元町総合クリニック
- ・東苗穂病院
- ・東苗穂にじいろ歯科クリニック

また、次の医療機関の医師または歯科医師が、定期的に往診に来て、苑内で受診することができます。

- ・豊生会元町総合クリニック
- ・北郷眼科クリニック
- ・北郷皮膚科医院
- ・そよ風皮膚科
- ・木村医院（耳鼻咽喉科）
- ・東苗穂にじいろ歯科クリニック

検査や入院が必要と判断される場合には、近隣の医療機関を受診することがあります。

※入所に際して、1年に1回元町総合クリニックでの健康診断と入所時に歯科往診を受けて頂き、口腔状況の確認や口腔ケア時の指導を頂いており、その際は歯科受診料を頂戴しております。

## 7 施設を退所していただく場合

当施設との契約が終了する期日は、特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に、このような事項に該当するに至った場合には、ご利用者に退所していただくこととなります。

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が要介護2以下と判断された場合（特例を除く）
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）

### (1) ご利用者からの退所の申し出

入所期間中であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する7日前までに解約届書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス事業者が正当な理由なく介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、入所中に継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合



## (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合

○以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、入所時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、入所を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、入所継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥ ご利用者が、経管栄養等常時医療的管理が必要な状態となった場合

○ご利用者が病院などに入院した場合の対応について

- ① 3か月以内の入院の場合  
3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等を利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。
- ② 3月以内の退院が見込まれない場合  
3か月以内の退院が見込まれない場合には、退所していただく場合があります。この場合、再び施設での生活を営むことができると見込まれる方は、優先的に入所できる場合があります。

※入院されているご利用者様の状態や状況によっては早い段階で、退所のご相談をさせて頂く場合がございます。

## 8 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

- ① 障害者支援施設
- ② 障害者短期入所施設
- ③ 老人短期入所生活介護施設
- ④ 居宅介護支援事業所

## 9 入所からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次のとおり行います。

①当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



②その担当者は、施設サービス計画の原案について、ご利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。



③施設サービス計画は、介護保険証の有効期間にあわせて、もしくはご利用者の状態が著しく変化した場合、変更の必要があるかどうか確認し、変更の必要がある場合には施設サービス計画を変更します。



④施設サービス計画が変更された場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

## 10 サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師、看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ 火災、地震等の非常災害に関して、具体的な計画を立て定期的に消火、避難及び救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、退所後2年間保管するとともにご利用者または代理人の請求に応じて閲覧していただきます。
- ⑥ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族などに関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

- ① 面会  
家族との交流は、入所者にとって何よりの心の支えとなっています。ご家族と一緒にの時の豊かな表情はかえがたいものです。また、家族との外出や外泊は気分転換としても非常に有効です。お盆や年末年始に家族とともに暮らすことは、とても喜ばれることですから計画的に準備くだされば幸いです。
- ② 外出・外泊  
外出・外泊される場合には、事前にお申し出ください。
- ③ 食事  
食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。
- ④ 施設・設備の使用上の注意
  - 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
  - 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
  - ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
  - 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ⑤ 喫煙  
施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。居室内での喫煙は防災上の理由から、固くお断りしています。

## 11 施設利用の留意事項

当施設ご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、次の事項をお守りください。

なお、面会時間については、特に定めておりません。深夜・早朝でなければ曜日・時間にかかわらず自由に面会することができます。但し、世界情勢により当施設において感染症対策を講じている場合、この限りではありません。

万一、風邪やインフルエンザ、ノロウイルスなど感染症の症状が施設内で発生した場合（疑いを含む）、面会を制限させていただく場合がございます。その場合には身元引受人のご家族様に電話等で連絡致しますので、身元引受人以外のご親類の方の中で頻繁に面会にお越しになる方がいらっしゃる場合には、その旨お伝え下さいますようご協力をお願い致します。

## 12 苦情の受付

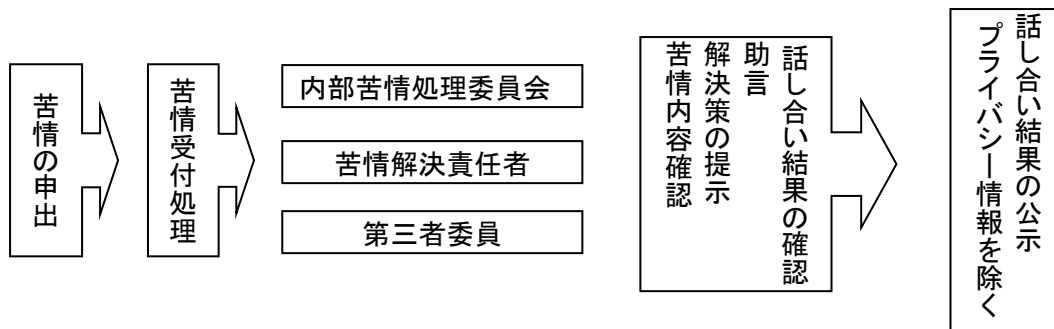
当施設における苦情やご相談を受け付けます。

- (1) 当施設の苦情受付窓口（担当者）  
生活相談員                      介護支援専門員

また、1階公衆電話横に苦情申出箱を設置してあります。

- (2) 苦情処理の体制及び手順

当法人には、第三者の公的立場の委員を交えた第三者委員会と施設職員のみで構成される内部苦情処理委員会があります。



- (3) 第三者委員会による苦情受付

当法人が設置する第三者委員会の委員に、直接苦情を申し立てることができます。

- (4) 行政機関その他苦情受付機関

- |                  |              |          |
|------------------|--------------|----------|
| ① 札幌市役所          | 011-211-2972 | (施設指導係)  |
| ② 白石区役所          | 011-861-2400 | (保健福祉課)  |
| ③ 北海道国民健康保険団体連合会 | 011-231-5161 | (苦情処理担当) |

## 13 加入保険

当施設は、日頃から入苑者の皆様の安全を第一に考えておりますが、万一、施設に法律上の賠償責任がある事故が発生した場合に備え、賠償責任保険に加入しております。

- ・加入保険 介護保険・社会福祉事業者総合保険
- ・保険会社 あいおい損害保険㈱

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 14 緊急時・事故発生時の対応

サービス提供期間中に、ご利用者の体調や病状が急変した場合やその他緊急に必要な場合には、ご家族や主治医、協力病院へ速やかに連絡を行います。

また、介護事故等の発生の防止、再発の防止のため、以下のことを行います。

- ①事故発生防止のための指針（安全対策の指針）を定めています。
- ②万一事故が発生した場合、または事故発生の危険性が生じた場合には、報告・分析し、職員に周知徹底して再発防止につなげます。
- ③事故防止のための安全管理委員会及び職員研修を定期的実施します。
- ④万一事故が発生した場合には、ご家族、市町村等に対して連絡を行います。
- ⑤万一事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録します。
- ⑥入苑者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

## 15 非常災害対策

きさく苑では、普段から火災が発生しないよう火気の取り扱いには細心の注意を払うよう努めておりますが、万一火災が発生した場合に被害を最小限に抑えるため、法令に基づくスプリンクラーや消火器等の消防設備を設置するとともに、定期的に避難及び救出の訓練を実施しています。また、建物やエレベーター、電気設備等の点検も定期的実施し、飲料水の備蓄もしています。

また、きさく苑では上記記載の事柄への対応の他、自然災害や感染症のまん延等により、通常事業の継続が難しくなるような場合でも、できる限りの事業の継続や早期復旧が図れるようBCP（業務継続計画）を作成、定期的な研修や非常時の訓練を実施しています。

## 16 より良い介護を行うための取り組み

当施設では、厚生労働省の基準に基づき、以下の3つの委員会を設けるとともに、職員の研修を行い、より質の高い介護の提供に努めています。

### I 環境衛生委員会

感染症や食中毒の予防・まん延防止のために、定期的に委員会を開催し、職員に対して研修を実施しています。

### II 安全対策委員会

当苑では、「安全対策の指針」を作成し、介護事故等の防止のための委員会を開催し、職員に対して研修を実施しています。

### III 虐待防止委員会

虐待の予防と対策のため、人権意識、知識や技術向上のための研修を行います。また、定期的に、虐待防止委員会を開催し、虐待を未然に防ぐ様実施しています。

## 17 文書開示請求について

当法人では、ご利用者やご家族から介護記録等の文書開示を求められた場合、特別な理由がない限り、他の利用者等の個人情報を除き開示いたします。写しを交付した場合にはコピー代として1枚につき10円をご負担いただきます。

文書の開示をお求めの際には、必要書類の記入等がございますので、相談員または事務にお尋ね下さい。

## 18 個人情報保護について

①当施設では、介護サービス等提供のため、ご利用者やご家族に関して知り得た情報を以下の場合に利用させていただきます。

- ・介護報酬請求等、公的機関への届出や代行等
- ・ご利用者の病院への受診や入院に対応するため、協力病院等の医療機関への情報の提供
- ・当法人が委託する給食、理美容、洗濯業者、写真印刷業者等への情報の提供
- ・実習生やボランティア活動を受け入れる際の必要な情報提供
- ・その他ご利用者等が希望する各種届出の際の代行等

②個人情報について、ご本人から開示、訂正の請求があった場合は、特別の理由がない限り開示、訂正をいたします。また、情報が不正確な場合は、正確なものに訂正させていただきます。

③その他

- ・職員や実習生等には、知り得た個人情報の守秘義務を遵守するよう指導しております。
- ・ホームページへ行事等の写真を掲載する場合には、個人を特定できないよう画像を加工します。
- ・広報誌発行など、上記以外の目的で写真等を使用する場合には、その都度同意を得ることとします。
- ・娯楽を目的として、行事等の写真を苑内に掲示したり、行事で撮影したビデオを上映したりすることがあります。諸事情により、第三者に知られたくない情報等がある場合には、ご相談下さい。